

檀原市立図書館雑誌スポンサー制度 募集要項

1. 目的

この制度は、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、檀原市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌の充実を図ることを目的とします。

2. スポンサー制度の内容

スポンサーに購入していただいた雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示すると共に、最新号カバー裏面と雑誌架に広告を掲載できるものとします。

3. 対象とするスポンサー

(1) 企業、商店、団体等を対象とします。個人からの提供は対象外とします。

(2) 檀原市有料広告掲載取扱要綱（平成18年檀原市告示第148号）第4条の規定により、次に掲げる業種又は事業者該当しないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの及び類似の業種
- ② 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- ③ たばこに関するもの
- ④ ギャンブルに関するもの
- ⑤ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生、更正手続中の事業者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体
- ⑧ 当該広告に関係する法令等に反する事業者等
- ⑨ 上記に掲げるもののほか、市の社会的信頼性及び公平性を損なうおそれがあると認める業種又は事業者

(3) 雑誌の発行元は、自社の雑誌のスポンサーになれません。

4. 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。

5. スポンサーの広告等の表示方法

(1) スポンサー名・広告の表示方法

① 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等の表示とします。

・表示大きさ：縦4cm、横13cm、地色は白色、文字は黒色

貼付位置：おおそ最新号カバー底辺より4cm上部の中央

- ② 提供雑誌の最新号カバー裏面については、広告チラシ1枚を挿入できます。
 - ・広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズでA4判以下とします。
- ③ 雑誌配置場所の雑誌架に広告チラシを1枚を貼付できます。
 - ・広告チラシは片面印刷のものとし、A5横判（15×21 cm）以下でラミネート加工したものとし、
 - ・貼付位置は、当該雑誌を配架した際に、雑誌に隠れるものとし、

(2) スポンサーの表示期間

- ・契約期間内の発行雑誌とします。ただし、表示の開始は、支払い確認後とします。

(3) 雑誌の配架位置は、図書館が決定します。

6. 広告の内容

広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれがないものとし、檀原市有料広告掲載取扱要綱第3条の規定により、次の各号のいずれかに該当するものは、スポンサー制度の対象とはしません。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見、社会問題等についての主義主張のあるもの
- (4) 個人の氏名広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (7) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (8) あたかも図書館が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 健康的又は教育的な配慮が必要なもの
- (10) 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業又は風俗営業に類似した業種に関するもの
- (12) 商品の性質上、消費による事故又は消費者とのトラブルが発生する可能性が高いと判断される等、消費者保護の観点から配慮が必要なもの
- (13) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (14) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (15) 他社の製品との比較広告
- (16) その他図書館を活用した広告として適当でないと認められるもの

7. 広告の期間

広告の期間は原則として1年間とし、年度の中途からの場合も同様とします。ただし、図書館とスポンサーと協議の上、延長できることとします。

8. 募集期間

随時先着順に受付します。

9. 申込方法

「雑誌スポンサー制度申込書」(様式1)に必要事項を記入し、次に掲げる資料を添えて、図書館に持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 広告図案
- (2) スポンサーとなる企業、商店、団体等の概要が判る書面(業種等が判るもの)

10. スポンサーの選定及び広告内容の審査

スポンサーの申込みに伴い、広告内容等について審査を実施し、選定します。

11. 契約

スポンサーに決定した場合は、覚書(様式2)により契約を締結するものとします。

12. 支払方法

雑誌の納入業者に雑誌代金を直接お支払いください。

- (1) 一括先払いとします。
- (2) 振込手数料はスポンサーの負担となります。
- (3) スポンサー雑誌が休刊した場合は、別の雑誌に広告を振替します。

13. 申込先及びお問い合わせ先

〒634-0075 橿原市小房町11番5号

橿原市立図書館

担当 永田

TEL 0744-29-2121

FAX 0744-29-1011